

アクロス福岡 ソフトの貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地域文化及び芸術文化の振興に寄与するため、公益財団法人アクロス福岡（以下「アクロス福岡」という。）が、製作したソフトの貸出を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象ソフト)

第2条 貸出の対象ソフトは、別に定める要領（以下「要領」という。）に規定するものとする。

(利用の範囲)

第3条 アクロス福岡は、次の各号に該当する場合に貸出することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が行う教育、学術、芸術及び文化に関する事業に利用するとき
- (2) 教育、学術、文化に係る法人及び団体が行う教育、学術、芸術及び文化に関する事業に利用するとき
- (3) 学校・研究所が行う教育または研究に利用するとき
- (4) その他、県又はアクロス福岡が貸出を適当と認めるとき

(貸出の手続き)

第4条 ソフトの貸出を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、要領に定める申請書をアクロス福岡に提出し、アクロス福岡の承認を得なければならない。

(貸出の承認)

第5条 アクロス福岡は、前条の規定による申請書の内容が適当であると認めたときは、要領に定める承認通知を申請者に交付するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として2か月以内とし、郵送等送付に要する期間を含むものとする。

(督促)

第7条 アクロス福岡は、ソフトを借り受けた者（以下「借受者」という。）が、貸出期間を経過しても返却しないときは、電話又は書面による督促を行わなければならない。

(延滞者に対する措置)

第8条 アクロス福岡は、前条の規程により督促を行っても、貸出期間承認日の翌日から起算して、1か月以上ソフトを返却しないものには、貸出を一定期間拒否することができる。

(貸出の料金等)

第9条 アクロス福岡は、貸出の対価としての料金は徴収しないものとする。ただし、ソフト送付のための必要経費は、借受者の負担とする。

(ソフトの紛失又は破損)

第10条 アクロス福岡は、借受者がソフトを紛失又は破損したときは、新規作成分の費用を借受者に請求することができる。

(協議)

第11条 アクロス福岡は、貸出に関し疑義が生じたときは県と協議を行うものとする。

2 その他、ソフトの貸出に関して必要な事項は、要領に定めることとし、県の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。